



科学技術と輸出管理

平成 22 年 3 月
経 済 産 業 省
安全保障貿易審査課長
三 角 育 生

1. 安全保障貿易管理の必要性

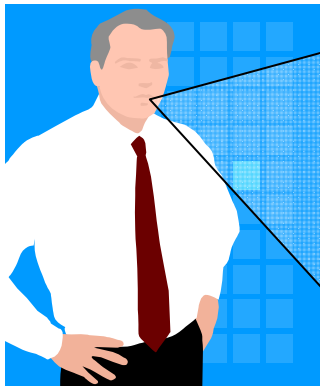
安全保障貿易管理の目的と手段①

<目的>

我が国を含む国際的な平和及び安全の維持

<手段>

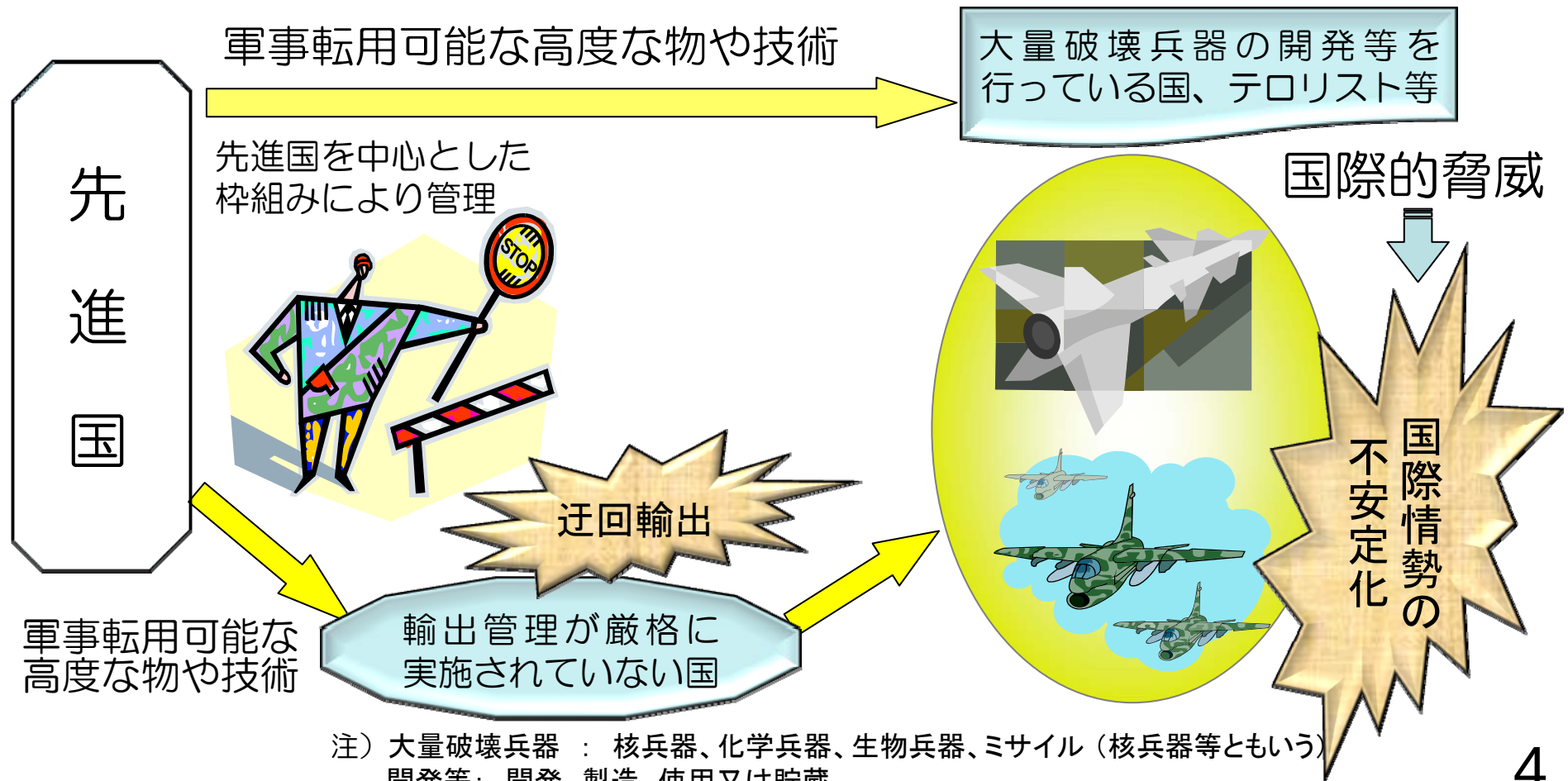
武器や軍事転用可能な物・技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出等の管理



注) 輸出等 : 物の輸出及び技術の提供

安全保障貿易管理の目的と手段②

先進国がもっている高度な機械や技術が、大量破壊兵器を開発等している国などに渡った場合、国際的な脅威となり、情勢の不安定化を招く。その脅威を未然に防止するために、先進国を中心とした枠組みを作って貿易管理に取り組んでいる。



民生汎用品の懸念用途への転用例

- ・ 民生用途として輸出した物が輸出先で懸念用途に転用されるおそれあり。

	懸念用途	民生用途
炭素繊維	ミサイル構造部材 	ゴルフクラブシャフト 
冷凍凍結乾燥器	生物兵器となる細菌を保存 	インスタントコーヒーの製造 
トリエタノールアミン	化学兵器 	シャンプー 
工作機械	ウラン濃縮用遠心分離機の製造 	自動車の製造 

科学技術の戦略的推進分野との関係

基礎研究：

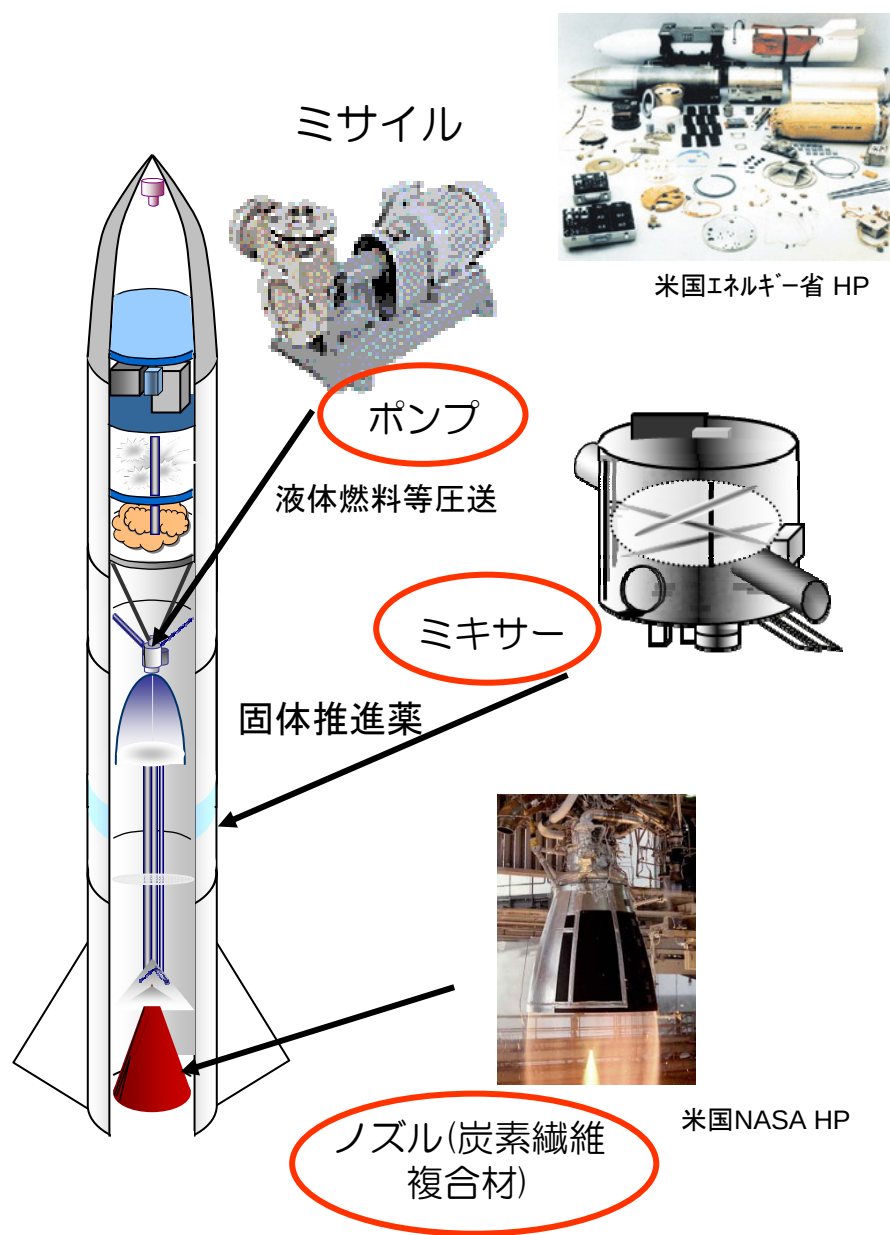
(輸出管理における定義) 基礎科学分野の研究活動とは、自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものをいう。

ライフサイエンス、IT、環境、ナノ・材料

エネルギー、フロンティア、物作り、社会基盤



懸念用途への転用例

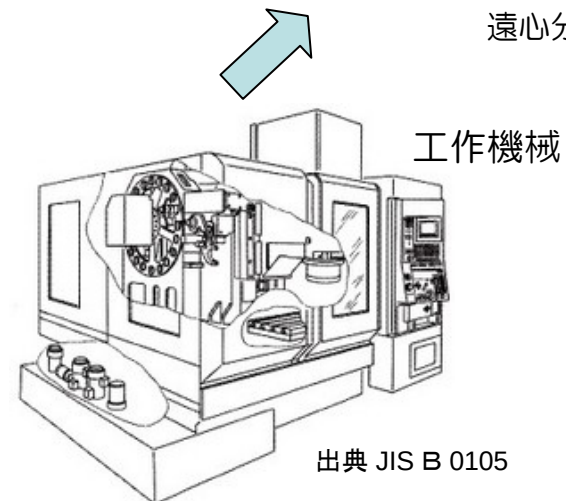


遠心分離機ローター



遠心分離機（カスケード）

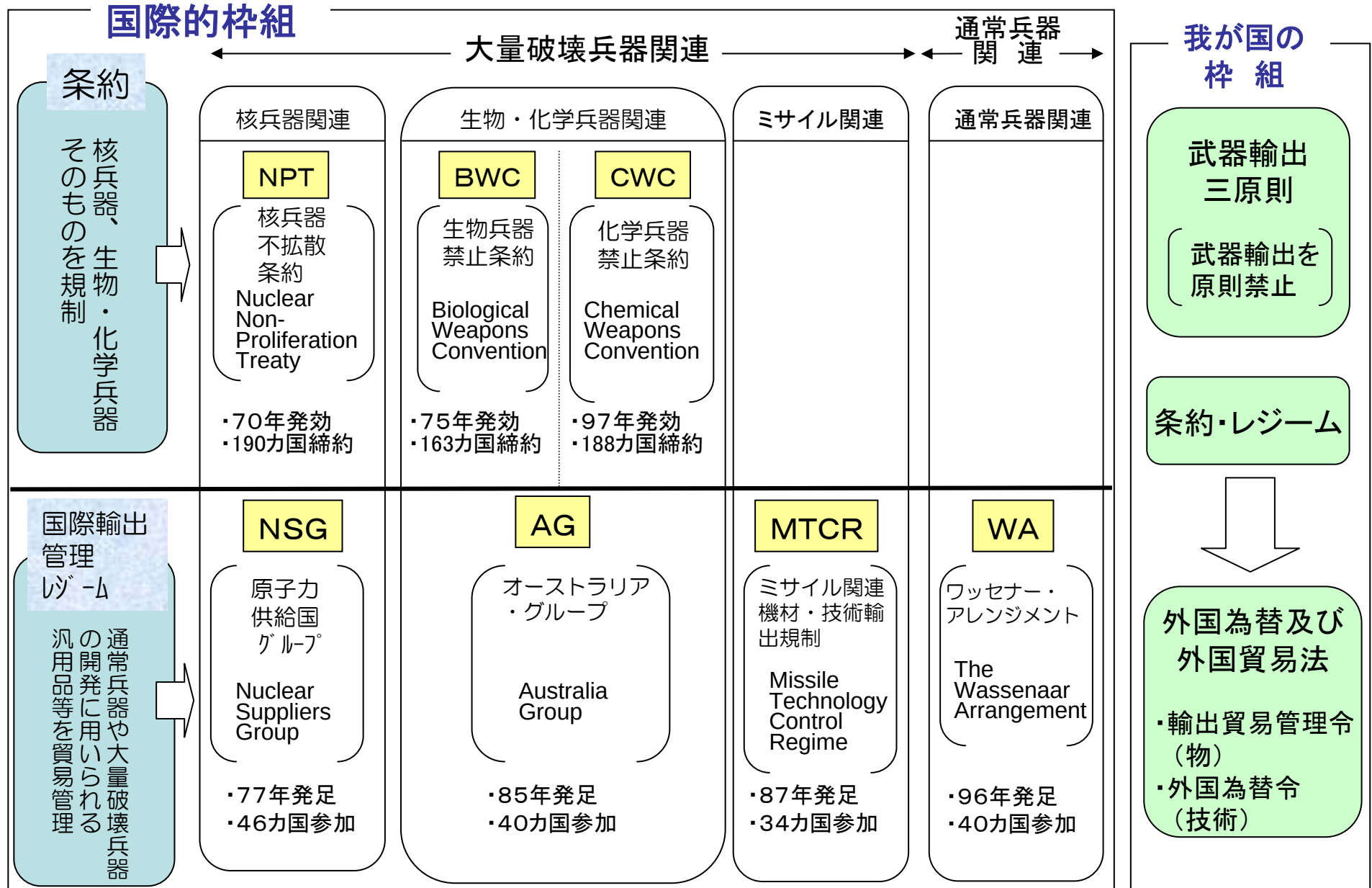
日本原燃HP



※画像は、作成者の許可を得て掲載しております。転写厳禁

2. 脅威に対応した国際貿易管理体制

国際輸出管理レジームの概要



（09年11月現在）

安全保障貿易管理をめぐる首脳レベルの合意

G8首脳間でもテロ対策・安全保障問題は、大きな懸案

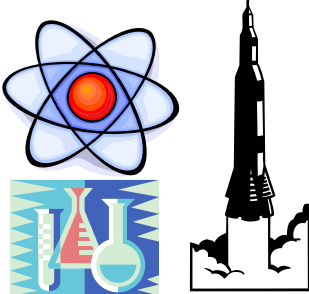
- **国連安全保障理事会決議第1540号(2004年4月)**
 - ・大量破壊兵器の開発等を試みる非国家主体にする支援等の差し控え
 - ・大量破壊兵器の関連物資等に対する国内管理を確立するための効果的な措置の実施
(不正仲介を探知し、抑止し、防止し及び対処するための適切で効果的な国境管理及び法執行の努力を策定し維持すること) 等
- **G8首脳会合(サンクトペテルブルグ)(2006年7月)「不拡散に関するG8首脳声明」**
- **G8首脳会合(ハイリゲンダム)(2007年6月)「不拡散に関するG8首脳声明」**
- **G8首脳会合(洞爺湖)(2008年7月)「G8首脳宣言」**
 - ・北朝鮮、イランにおける課題への対処
 - ・国連安保理決議1540号の完全な実施の重要性とともに、効果的な輸出管理等の重要性を強調
 - ・大量破壊兵器等の拡散リスクを踏まえたグローバル・パートナーシップ 等
- **G8首脳会合(ラクイラ)(2009年7月)「不拡散に関するラクイラ声明」**
 - ・国連安保理決議1540号の完全な履行のすべての国に対して呼びかけ
 - ・北朝鮮の核実験及び弾道ミサイル発射に対する非難とこれらの完全な放棄の要求(国連安保理決議1874号の履行) 等
- **国連安保理理事会「拡散防止と核軍縮」に関する首脳級会議(2009年9月)**
 - 「核兵器なき世界」を目指す決議**
 - ・NPT未加盟国に加盟を要請、包括的核実験禁止条約(CTBT)の署名批准をすべての国に要請
 - ・兵器用核分裂物質生産禁止条約の交渉開始を要請 等

3. 我が国の安全保障貿易管理制度

安全保障貿易管理制度の仕組み

法 律		政 令			
外国為替及び外国貿易法 (外為法)	(物) 貨物 第48条	輸出貿易管理令 (輸出令)	リスト規制 1～15項	大量破壊兵器 キャッチオール規制 (平成14年4月導入) 別 表 第 1 16項	通常兵器補完的 輸出規制 (平成20年11月導入) 16項
	第25条 役務 (技術)	外国為替令 (外為令)	 1～15項	 別 表 16項	 16項
物 : 機械、部品、原材料など 技術 : 物の設計、製造、使用に関する技術 (ソフトウェアも含む)		な 規 制 制 対 対 象 象 に	・武器 ・兵器の開発等に用 いられるおそれの 高いもの	リスト規制以外で、 大量破壊兵器の開 発等に用いられる おそれのあるもの	リスト規制以外で、 通常兵器の開発、 製造又は使用に 用いられるおそれ のあるもの
ホワイト国 : 米、加、EU諸国等の輸出管理を 厳格に実施している26カ国 国連武器禁輸国: 国連の安全保障理事会の決議により武器の輸出 が禁止されているイラク、北朝鮮、アフガニスタン等 10カ国			地 規 域 制 等 対 象	全地域向けが対象	ホワイト国を除く 全地域向けが対象

我が国の制度と国際輸出管理レジーム・規制品目の関係

項		国際輸出管理レジーム		規制品目	
1	武器	WA(ワッセナー・アレンジメント)			
2	汎用品	大量破壊兵器関連	NSG(原子力供給国グループ)	NSGパート1 NSGパート2	原子力専用品 原子力用途以外にも使用できる汎用品
3			AG(オーストラリアグループ)	化学兵器の原料となる物質及び製造装置	
3の2				生物兵器の原料となる微生物、毒素及び製造装置	
4			MTCR(ミサイル関連機材技術輸出規制)	ミサイル・ロケット及び製造装置	
5		通常兵器関連	WA(ワッセナー・アレンジメント)	カテゴリー1	先端材料
6				カテゴリー2	材料加工
7				カテゴリー3	エレクトロニクス
8				カテゴリー4	コンピュータ
9				カテゴリー5	通信機器
10				カテゴリー6	センサー／レーザー
11				カテゴリー7	航法装置
12				カテゴリー8	海洋関連装置
13				カテゴリー9	推進装置
14	その他			軍需品リスト	(1項に該当するものを除く)
15	汎用品			機微な品目	
16				一部(食料品、木材等)の品目を除く全品目	通常兵器補完的輸出規制
		大量破壊兵器関連			大量破壊兵器キャッチオール規制

H20.11.より

輸出と技術提供との違い

—日本—



船積み

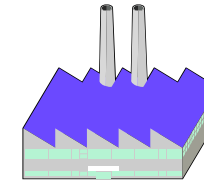


物の輸出



ハンドキャリーで
の持ち出しも輸出

—外国—



工場の設備



販売

研修員受入れ(非居住者)



技術指導等

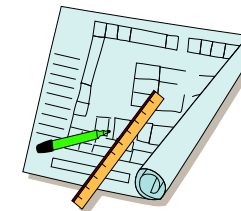


メール送信



技術の提供

(技術データの提供、
技術支援等による。)



設計図
データ



技術指導

注意

技術取引は日本国内においても発生する可能性あり！

技術提供の形態

技術データ

文書・媒体・装置に記録されたものであって、青写真、設計図、線図、モデル、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書等の形態をとるもの又はプログラム

技術支援

技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスその他の形態をとるもの
(技術データの提供を含む。)

【例外】

- ・無償の経済協力等に関する二国間協定等に基づいた取引
- ・公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引
- ・基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引
- ・工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要最小限の技術を提供する取引
- ・貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの取引
- ・プログラムの提供に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のものの取引
- ・市販のプログラムに関する取引 など

居住者及び非居住者の判定

居住者

日本人の場合

- ①我が国に居住する者
- ②日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

- ①我が国にある事務所に勤務する者
- ②我が国に入国後6月以上経過している者

法人等の場合

- ①我が国にある日本法人等
- ②外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他の事務所
- ③日本の在外公館

平成21年
11月1日の
外為法改正
以前は、
居住者から
非居住者へ
の提供が規
制対象で
あった。

非居住者

日本人の場合

- ①外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
- ②2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
- ③出国後外国に2年以上滞在している者
- ④上記①～③に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が6月未満の者

外国人の場合

- ①外国に居住する者
- ②外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
- ③外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）

法人等の場合

- ①外国にある外国法人等
- ②日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所
- ③我が国にある外国政府の公館及び国際機関

その他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

外国為替及び外国貿易法の一部改正について

グローバル化や情報化の進展、不正輸出事案の増加など、安全保障貿易管理を巡る情勢の変化を受け、技術取引規制の見直しと、罰則強化等の措置を講ずる所要の改正を行う。

公布：平成21年4月30日

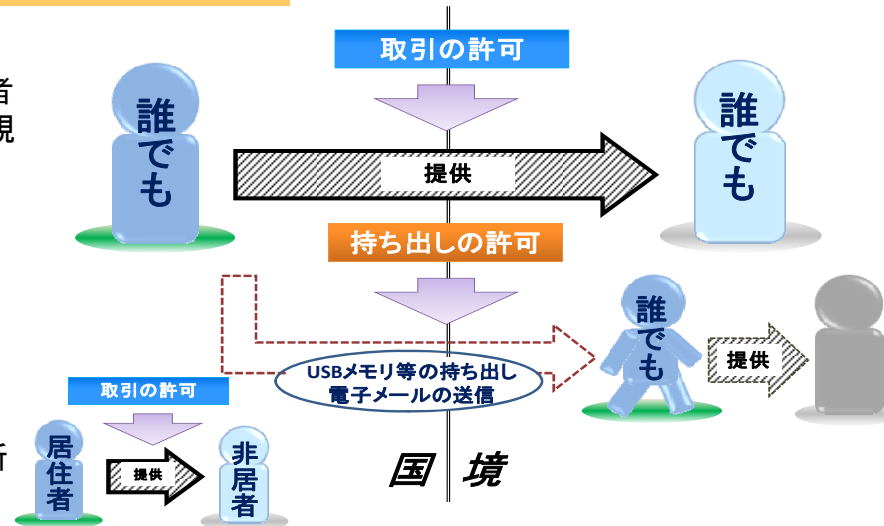
施行：平成21年11月1日（一部を除く）

技術取引規制の見直し

改正前は、居住者から非居住者に対して技術提供を行う場合が規制対象。

改正後は、これに加えて、誰から誰に対する提供であっても、外国に向けて技術を提供する場合は規制対象となる。

また、技術を提供するために国外に技術を持ち出すこと自体が新たに規制対象となる。



Point!

技術を国外で提供するために持ち出す者は、技術を国外に持ち出す前に、いずれかの許可を受けなければならない。

Point!

国内にいる非居住者が、外国に向けて技術を提供する場合は、許可を受けなければならない。

輸出者等遵守基準

※平成22年4月1日施行

貨物や技術の輸出等を業として行う者は、経済産業大臣が定めた輸出者等遵守基準に従い、輸出等を行わなければならない。

【遵守基準で定める内容】

- ① 輸出管理の責任者を明確にすること。
- ② 関係法令の遵守を指導すること。
- ③ 安全保障上機微な特定重要貨物（リスト規制品）等の輸出等を業として行う者は、その他の適切な輸出管理を実施すること。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象となる）。

仲介貿易規制の見直し

- ① 仲介貿易取引の規制対象範囲を、貨物の売買に関するものから、貨物の売買、貸借又は贈与に関するものに拡大。
- ② 武器及び大量破壊兵器等に関連する技術の仲介行為について、新たに規制対象。

その他の改正・罰則強化等

■ 無許可輸出・取引に係る罰則水準の引上げ

現行の「5年以下の懲役
200万円以下の罰金」から、最大「10年以下の懲役
1000万円以下の罰金」に

- 不正な手段による許可取得に対する罰則の新設
- 法人の時効を自然人と併せる規定の導入

リスト規制とは

輸出しようとする物が輸出令・別表第1の1～15項に該当する場合又は提供しようとする技術が外為令・別表の1～15項に該当する場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- ・国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- ・品名・仕様をリスト化しており、その仕様(スペック)(※)に該当するものは、必ず輸出等の許可が必要

(※)仕様(スペック)は“貨物等省令”に規定

注) 用途、需要者にかかわらず、たとえ海外の自社工場や日系企業への輸出でも許可が必要。

- ・全地域向けが対象

①大量破壊兵器キャッチオール規制とは

リスト規制品以外のものであっても、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象地域 → 輸出管理を厳格に実施している26カ国(ホワイト国)を除く地域

対象となるもの → リスト規制に該当しない全品目(ただし、食料品、木材等は除く。)

特に注意：懸念の強い貨物例(参考1) 40品目

許可が必要となる要件

(1) 輸出者による判断 = 客観要件

①用途要件(使用目的)

・輸入先等において、大量破壊兵器の開発等に用いられるかおそれがあるかどうか

②需要者要件(顧客)

・輸入者・需要者が大量破壊兵器の開発等を行う(行っていた)かどうか

・外国ユーザーリスト(参考2) 掲載の企業・組織かどうか

(2) 経済産業省による判断 = インフォーム要件

・経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合

大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例

核・ミサイルへの転用懸念

核兵器への転用懸念

- ・リン酸トリブチル(TBP)
- ・周波数変換器
- ・質量分析計又はイオン源
- ・電圧又は電流の変動が少ない直流の電源装置
- ・大型の真空ポンプ
- ・耐放射線ロボット
- ・放射線測定器
- ・口径75mm以上のアルミニウム管
- ・高周波用のオシロスコープ及び波形記憶装置
- ・大型発電機

- ・炭素繊維・ガラス繊維・アラミド繊維
- ・チタン合金
- ・マルエージング綱
- ・しごきスピニング加工機
- ・数値制御工作機械
- ・アイソスタチックプレス
- ・フィラメントワインディング装置
- ・振動試験装置
- ・遠心力釣り合い試験器
- ・耐食性の圧力計・圧力センサー
- ・TIG溶接機、電子ビーム溶接機
- ・人造黒鉛
- ・大型の非破壊検査装置

ミサイルへの転用懸念

- ・微粉末を製造できる粉砕器
- ・ジャイロスコープ
- ・ロータリーエンコーダ
- ・大型トラック
(トラクタ、トレーラー、ダンプを含む)
- ・クレーン車
- ・カールフィッシャー方式の水分測定装置
- ・プリプレグ製造装置
- ・噴霧器を搭載するよう設計された無人航空機(UAV)
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

生物兵器への転用懸念

- ・密閉式の発酵槽
- ・遠心分離器
- ・凍結乾燥機
- ・噴霧器を搭載するよう設計されたUAV
- ・UAVに搭載するよう設計された噴霧器

化学兵器への転用懸念

- ・耐食性の反応器
- ・耐食性のかくはん機
- ・耐食性の熱交換器又は凝縮器
- ・耐食性の蒸留塔又は吸収塔
- ・耐食性の充てん用の機械

1. これらの物の輸出又は技術の提供を行う際には、輸入先等において大量破壊兵器の開発等の懸念用途に転用されないよう、輸出者は特に慎重な審査が必要です。

2. 外国ユーザリスト掲載企業に対し、これらの物の輸出又は技術の提供を行う場合は、リスト上の懸念区分(核兵器・化学兵器・生物兵器・ミサイル)と、物・技術の懸念用途が一致するか否かのチェックを行う際に活用ください。

外国ユーザーリスト(2009年7月改訂)

経済産業省が、大量破壊兵器の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。

このリストに掲載されている企業等に輸出等を行う場合には、それが大量破壊兵器の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要。

各国別の掲載企業・組織数 (2009年7月24日版)

国 名	掲載数
イスラエル	2
イラン	80
インド	26
北朝鮮	82
シリア	10
台湾	1
中国	17
パキスタン	27
アフガニスタン (パキスタン)	2
合 計	247

外国ユーザーリスト(抜粋)

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	イスラエル Israel	Israel Military Industries (IMI)	•Israeli Military Industries	化学、ミサイル C,M
2	イスラエル Israel	Nuclear Research Center Negev (NRCN)		核 N
3	イラン Iran	7th of Tir	•7th of Tir Industries Complex •Mojtamae Sanate Haftome Tir •Sanaye Haftome Tir •7th of Tir Industries of Isfahan/Esfahan •7th of Tir Complex •Esfahan/Isfahan Haftome Tir Industries	核 N
4	イラン Iran	Abzar Boresh Kaveh Co.	•BK Co.	核 N
5	イラン Iran	Aerospace Industries Organization (AIO)	•Sazemane Sanaye Hava and Faza (SSHF) •Bazargani Hava and Faza	ミサイル M
6	イラン Iran	AMA Industrial Co.		核 N
7	イラン Iran	Amirkabir University of Technology		ミサイル、核 M,N
8	イラン Iran	Ammunition and Metallurgy Industries Group (AMIG)	•Ammunition Industries Group •Ammunition and Metallurgy Industry Group •Sanaye Mohematsazi •Ammunition Group •Ammunition and Metallurgy Industries	核 N
9	イラン Iran	Armament Industries Group	•AIG-Armament Industries Group	ミサイル、核 M,N
10	イラン Iran	Atomic Energy Organization of Iran (AEOI)	•Sazeman-e Energy Atom •AEOI	生物、化学、ミサ イル、核 B,C,M,N

**注)外国ユーザーリストは毎年改訂されるので、最新版を
入手して確認が必要。**

②通常兵器補完的輸出規制とは

H20.11.より

リスト規制品以外のものであっても、通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象地域

国連武器禁輸国

対象となるもの

リスト規制に該当しない全品目
(但し、食料品、木材等は除く)

許可が必要となる要件

(1)輸出者による判断

客観要件
(用途要件のみ)

輸入先等において、通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるかどうか

(2)経済産業省による判断

インフォーム要件
経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合

注)国連武器禁輸国・地域

アフガニスタン、コンゴ民主共和国、コートジボワール、イラク、レバノン、リベリア、北朝鮮、シエラレオネ、ソマリア、スーダン(計10カ国・地域)

注)通常兵器:核兵器等を除く輸出令別表第1の1項に該当する貨物

非ホワイト国(国連武器禁輸国除く)

通常兵器の開発等に用いられる
おそれの強い貨物
32品目

客観要件なし

インフォーム要件

経済産業省から許可を取るよう通知を受けた場合

外為法に基づく輸出等の許可

規制に該当する物の輸出や技術の提供をする際には、事前に許可を取得する必要があります。

(1) リスト規制に該当するか否かを確認

(2) リスト規制に該当しない場合には、以下に該当するか否かを確認

- ① 大量破壊兵器キャッチオール規制（→用途や需要者に懸念があるか否か）
- ② 通常兵器補完的輸出規制（→用途に懸念があるか否か）

- 上記(1)又は(2)に該当する場合には、必要な書類を用意して窓口（経済産業本省又は経済産業局・通商事務所）に許可申請を行ってください。
- 上記(1)又は(2)のいずれにも該当しない場合には、許可申請は不要です。

※許可の申請方法は、以下の3つの方法がある。

- ① 窓口への書類持参
- ② 窓口あてに郵送
- ③ 電子申請（NACCS 貿易管理サブシステム）